国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

Press Release

令和７年５月２日
国土交通省関東地方整備局
建政部

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、ハウス・トゥ・ハウス・ネットサービス株式会社に対し、宅地建物取引業法に基づく聴聞を実施します。

詳細は別紙のとおりです。

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局 建政部
電話：０４８－６０１－３１５１（代表）　　ＦＡＸ：０４８－６００－１９１７
不動産業適正化推進官　　石井（いしい）　（内線：６１１０）
建設産業第二課　課長補佐　小澤（おざわ）　（内線：６６５２）

別紙

令 和 7 年 5 月 2 日
関 東 地 方 整 備 局

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、下記のとおりハウス・トゥ・ハウス・ネットサービス株式会社に対し、宅地建物取引業法第６９条第１項の規定に基づく聴聞を実施しますので、お知らせします。

なお、本聴聞は宅地建物取引業法の規定により公開にて行います。

記

１　期　　日　　令和７年５月１９日（月）１６時００分

２　場　　所　　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館５階　共用大会議室５０１

３　被聴聞者　　ハウス・トゥ・ハウス・ネットサービス株式会社
代表取締役　小泉　均

４　予定される不利益処分の内容
宅地建物取引業法第６５条第１項に基づく指示

５　不利益処分の原因となる事実の概要

ハウス・トゥ・ハウス・ネットサービス株式会社は、令和４年７月１９日から令和５年６月８日の間における合計１９１件の建物の賃貸借の媒介に関して、従たる事務所である板橋東口店における宅地建物取引士証の失効者に、法第３５条の規定に基づく重要事項の説明を宅地建物取引士として行わせた。

また、上記期間及び事務所において、合計１９１件の建物の賃貸借の媒介に関して、宅地建物取引士証の失効者に、法第３７条の規定に基づき交付される契約関係書面について、宅地建物取引士として記名をさせた。

さらに、上記期間及び事務所において、法第３１条の３第１項に規定する専任の宅地建物取引士を置かない状態が発生し、同項の規定に抵触するに至ったにもかかわらず、２週間以内に同項の規定に適合させるための必要な措置を執らなかった。

以上の行為は、法第３１条の３第１項、法第３５条第１項及び法第３７条第３項の規定に違反することから、法第６５条第１項に基づき処分するものである。

６　そ の 他

（１）関係人について

当該処分について利害関係を有し、当該聴聞に関する聴聞の手続に参加することを希望される方は、当該関係人の氏名、住所、電話番号及び当該聴聞に係る不利益処分について利害関係を有することを記載した書面（様式自由）により、令和７年５月１４日（水）１２時までに必着するよう申込み、主宰者から参加の許可を得

る必要があります。

（２）聴聞出席者について

行政手続法（平成５年法律第８８号）第２１条の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。

（３）傍聴について

事前予約制とさせていただきます。

申込み方法は別添のとおりです。

（４）カメラ撮りは聴聞冒頭（被聴聞者の入室前まで）に限らせていただきます。

別　添

傍聴希望申込み手続きについて

傍聴を希望する方は、令和７年５月１５日（木）１７時までに必着するよう、下記登録先までメールにてお申し込みください。

メールによる申込みをいただいた後、令和７年５月１６日（金）１４時を目途に傍聴の可否を返信します。万が一、返信メールが来ない場合には下記の問合せ先までご連絡ください。

【登録・問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課
不動産業第一係
TEL　：　０４８－６０１－３１５１　（内線６６５６）
Eﾒｰﾙ　：　ktr-kensan-mail@mlit.go.jp

※傍聴申込みのメールは、件名を「傍聴登録（令和７年５月１９日聴聞）」とし、メール本文に必ずお名前、電話番号、メールアドレス及び報道関係者の方は社名をご記入願います。